様式第2号（第5条関係）

　第　号

 　　　　年　　月　　日

　（　申請者　）　　様

八頭町長

　　　年度八頭町中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった　　　年度八頭町中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業補助金（以下「本補助金」という。）については、八頭町補助金等交付規則（平成17年八頭町規則第53号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項及び八頭町中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については別に通知することによる。

(1) 算定基準額　金　　　　　　　　　円

(2) 交付決定額　金　　　　　　　　　円

3　経費の配分

　　本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4　交付額の確定

　　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について「八頭町中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）第3条を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用・補助事業の遂行等に当たっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6　その他

この補助金等に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。